

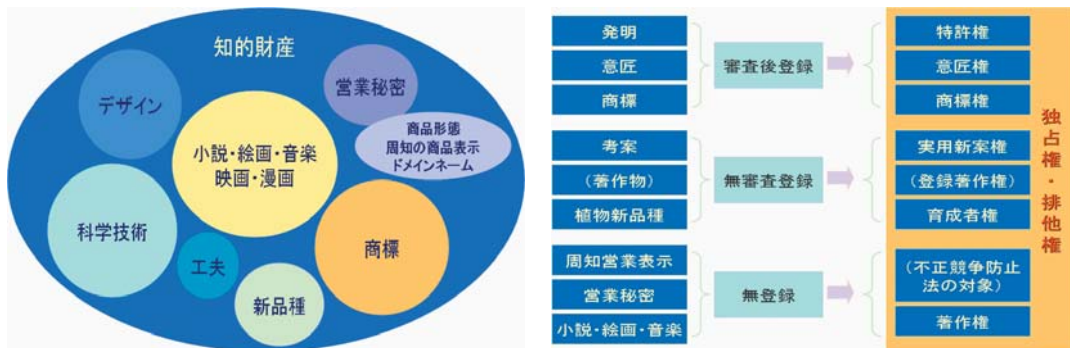
知的財産権入門

札幌医科大学附属産学・地域連携センター
副所長 石埜 正穂

1. 知的財産権とその活用

1) 知的財産とは

知的財産は、人間の産業的、文化的活動から生まれる創造的な成果であり、物理的に占有できない無体財産です。模倣や盗用が放任されるようでは良い社会を築けないだろう、という信念から、各国では様々な法律を作り、創作を行った者にその創作内容の使用に関する一定の独占的権利を与えて知的財産の保護を図っています。



2) 知的財産はどのように守られるか

発明は特許法によって特許権として保護されます。同様に、考案は実用新案権、意匠の創作は意匠権として保護されます。種苗の品種を守る育成者権というものもあります。商品やサービスのブランドは商標法や不正競争防止法の対象として保護されます。音楽や絵画、小説、映画などの著作物は著作権の対象となります。

3) 特許重視政策の経緯

知的財産権の保護がなくては困りますが、全ての創作は先人の創作の上に成り立つものですから、あまり保護が強すぎるのも困ります。保護の強さや内容は、時代によって変化しますし、国ごとにも方針が異なります。現在の世界の流れは、米国で1980年代に始まったプロパテント政策の影響が色濃く反映しています。

4) 主な知的財産制度の内容

①特許権 (特許法)

発明の保護と利用を通して発明を奨励することにより、産業の発展をめざします。

②著作権 (著作権法)

創意工夫にもとづく文化的所産の公平な利用を図りつつ、著作者の権利を守ります。

③商標権 (商標法)

ブランドの保護を通して、業者が安心して信用を高め、また消費者が安心して買物できるようにします。

2. 医学医療と知的財産

1) 何を特許にすべきか

特許制度における発明の保護は、国民に豊かな暮らしをもたらす目的を達成するための手段にすぎません。医療技術の実現化には医薬等の開発から安全性・効果の試験・薬事審査に至るまで、膨大な時間、労力、費用が必要とされます。これらを実現させるためには産業界の力が必要ですが、特許の担保なしにそれは困難です。

2) 何が特許になるか

特許の対象は研究成果そのものではなく、そこから抽出された発明です。すばらしい研究成果を得ても、新規性、進歩性、実施可能性等の要件を充足する発明を抽出できなければ特許を獲得することはできません。バイオ、医療の発明においては、それら要件の充足にあたり、独特の課題が存在します。



3) 特許取得の手続きについて

特許を取得するためには、特許庁に特許出願をします。願書に添付する明細書は、権利を裏付けるための重要な資料なので、専門家に内容を仕上げてもらうことが必要です。出願の手続きには一定の費用と労力が必要ですが、大学では職務発明規定によって教員の発明が大学帰属となり、大学が費用面を含めた出願のサポートをしてくれます。特許がもし収入を生んだら、発明者にも一定の見返りがあります。大学院生も特許を受ける権利を大学に譲渡することで、このシステムに乗ることができます。

4) 勿論良いことばかりではない

知的財産重視の世の中では、自らも他人の知的財産権を侵害しないように気をつける必要があります。また、知財や共同研究を通じて、大学と社会との接点が増えるにつれ、契約、法令順守の必要や利益相反への対応など様々な問題に直面します。

〔課題1〕 知的財産の保護のために様々な異なる法律があるのは何故だろうか。

〔課題2〕 身近な研究の対象につき、その成果が特許になりそうなものを挙げてみよ。
その対象は特許にすることが好ましいと思われるか。
